

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	特定農産加工業経営改善臨時措置法
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	経営改善措置に関する計画の承認
法令の定め	第3条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定事業協同組合等」という。）は、特定設備（特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の廃棄、事業の転換（他の農産加工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。）、新商品又は新技術の研究開発又は利用（農産加工業に係るものに限る。）、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置（特定事業協同組合等にあつては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。）に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。
審査基準	「特定農産加工業経営改善臨時措置法施行事務実施要領」のとおり
標準処理期間	<p>総期間 20日【30日】（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 1日【10日】（－【（総合）振興局】）</p> <p>協議機関 1日【1日】（－【 ー 】）</p> <p>処分機関 20日【20日】（（総合）振興局【本庁】）</p> <p>※2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものは【 】を適用</p>
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課
備考	<p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm）</p> <p>・2以上の総合振興局及び振興局所管区域にわたるものの処分の担当は、農政部食の安全推進局食品政策課</p> <p>（電話番号：011-231-4111（内線27-685））</p>